

- 4 事業者は、利用者に係る個別援助計画の変更の必要があると認められた場合には、利用者及びその家族様と協議して、個別援助計画を変更するものとし、利用者及びその家族様に対して説明し、その内容を確認するものとします。

第 4 条(認知症対応型共同生活介護サービス等の内容)

- 1 事業者は、個別援助計画の趣旨に沿って事業所において、利用者に対し居室、食事、日常生活上の世話等の介護サービスを提供するものとします。又、個別援助計画が作成されるまでの期間も、利用者の希望、状態等に応じて適切なサービスを提供します。
- 2 利用者が利用できるサービスは重要事項説明書の通りです。事業者は、それに定めた内容を利用者及びその家族様に説明し、同意を得るものとします。
- 3 事業者は、サービスの提供にあたり、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため、やむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。又、やむを得ず身体拘束を必要と判断した時は、利用者又はその家族様に対して、身体拘束の内容・理由・拘束の時間や期限を明記した文書をもって説明し、同意を得るものとします。また、身体拘束を行っている期間中も定期的に見直しを行い、それを 5 年間記録として残します。

第 5 条(要介護認定の申請に係る援助)

- 1 事業者は、利用者が要介護認定の更新申請を円滑に行えるよう利用者を援助します。
- 2 事業者は、利用者が希望する場合は、介護認定の更新申請を利用者に代わって行います。

第 6 条(サービス提供の記録)

- 1 事業者は、認知症対応型共同生活介護サービス等の提供に関する記録を作成することとし、契約終了後 5年間保存します。
- 2 利用者又はその家族様は、利用者に関する第 1 項のサービス実施記録を閲覧出来ます。
- 3 利用者又はその家族様は、利用者に関する第 1 項のサービス実施記録の複写物の交付を実費相当額にて受けることが出来ます。

第 7 条(サービス利用料金)

- 1 利用者は、サービスの対価として、重要事項説明書に定める料金を基に計算された月ごとの合計額を支払います。

- 2 事業者は、当月の利用料金の合計額を、請求書に明細を付して、翌月 20 日までに利用者又はその家族に通知します。
- 3 利用者は、当月の利用料金の合計額を請求書にて確認した上で、翌月 27 日までに口座振替で事業者を支払うものとします。
- 4 事業者は、利用者又はその家族から利用料金を受領した時は、利用者に対し領収書を発行します。

第 8 条（利用料金の変更）

- 1 第 7 条 第 1 項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合や経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は利用者に対して、変更を行う日の 1 ヶ月前までに説明をした上で、当該サービス利用料金を変更することが出来ます。
- 2 利用者は、前項の変更に同意することが出来ない場合には、本契約を解除することが出来ます。

第 9 条（事業者及びサービス従事者の義務）

- 1 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、財産の安全確保に配慮するものとします。
- 2 事業者は、サービス提供時において、利用者に病状の急変が生じた場合やその他必要な場合は、速やかに主治医又は協力医療機関等へ連絡して、適切な措置を講じるものとします。

第 10 条（守秘義務等）

- 1 事業者及びサービス従事者は、業務上知り得た利用者はその家族に関する情報を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- 2 前項の規程にかかわらず事業所は、利用者に医療上緊急の必要性が生じた場合や他の介護サービス事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、利用者又はその家族の同意を得た上で、その個人情報を提供できるものとします。

第 11 条 (利用者の権利)

利用者と家族は以下の権利を事業者に対して主張することができます。

- ① 独自の生活暦を有する個人として尊重され、プライバシーを保ち、尊厳を維持する権利
- ② 生活や介護サービスにおいて、十分な情報が提供され、個人の自由や好み、及び主体的な決定が尊重される権利
- ③ 安心感と自信を持てるよう配慮され、安全と衛生が保たれた環境で生活する権利
- ④ 自らの能力を最大限に発揮できるよう支援され、必要に応じて適切な介護を継続的に受ける権利
- ⑤ 必要に応じて適切な医療を受けることについて援助を受ける権利
- ⑥ 家族や大切な人との通信や交流の自由が保たれ、個人情報を守られる権利
- ⑦ 地域社会の一員として生活し、選挙その他一般市民としての行為を行う権利
- ⑧ 暴力や虐待、及び身体的・精神的拘束を受けない権利
- ⑨ 生活や介護サービスにおいて、いかなる差別を受けない権利
- ⑩ 生活や介護サービスについて職員に苦情を伝え、解決されない場合は、専門家又は第三者機関の支援を受ける権利

第 12 条 (施設利用に当たっての注意義務等)

- 1 利用者が、事業のサービスを受ける場合は、次のことに留意し利用するものとします。
 - ① サービスの提供を受けようとするご利用様は、サービスの利用の際に体調の異常や異変があれば、その旨を知らせるものとします。
 - ② 事業所の規則を遵守し、業務運営に支障をきたすような行為はしないものとします。
 - ③ 管理者及び職員の指示に従うものとします。
 - ④ みだりに大声を発したり、他の利用者に迷惑をおよぼす等、粗暴に亙る行為はしないものとします。
 - ⑤ 原則として事業所内は、指定場所での喫煙とし、職員の指示に従うものとします。
 - ⑥ 故意又はご利用者の過失等により、建物及び備品等を滅失、破損、又は汚損しないものとします。
- 2 利用者が前項第 6 号に違反した場合には、利用者の責任において原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。

第 13 条 (事業者の義務違反)

- 1 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。第 10 条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、利用者に故意又は過失が認められる場合には、損害賠償額を減じることが出来るものとします。
- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第 14 条 (損害賠償がなされない場合)

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- ① 利用者が、サービスの提供を受けようとする時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合。
- ② 利用者が、サービスの実施に当たって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合。
- ③ 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合。
- ④ 利用者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合。

第 15 条 (事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能)

事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他、自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施が出来なくなった場合には、利用者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することは出来ないものとします。

第 16 条 (契約の終了事由、契約終了に伴う援助)

- 1 利用者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することが出来るものとします。
 - ① 利用者が、死亡した場合。
 - ② 介護認定の更新で、非該当又は、要支援1と認定された場合
 - ③ 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合、又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合。
 - ④ 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合。

⑤事業者が介護保険の指定を取り消された場合、又は指定を辞退した場合。

⑥第 16 条から第 18 条に基づき、本契約が解約又は解除された場合。

2 事業者は、前項第 1 号を除く各号により本契約が終了する場合には、利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

第 17 条 (利用者からの契約解除)

1 利用者は、本契約の有効期間中において、本契約を解約することができます。

この場合には、利用者は契約終了を希望する日の 30 日前までに事業者へ通知することにより、本契約を解除出来ます。

2 利用者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を解約することができます。

①第 8 条 第 2 項により、本契約を解約する場合。

②利用者が医療機関等に入院し、30 日以内に退院出来る見込みがない場合、又は、30 日を経過しても退院出来ないことが明らかな場合。

③事業者もしくはサービス従事者が、第 10 条に定める守秘義務に違反した場合。

④事業者もしくはサービス従事者が、故意又は過失によりご利用者様の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

⑤他のご利用者様が、利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応を取らない場合。

第 18 条 (事業者からの契約解除)

事業者は、利用者が、以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

①利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。

②利用者による、第 6 条 第 1 項から第 4 項に定めるサービス利用料金の支払いが 1 ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらず、これが支払われない 場合。

③利用者が医療機関等に入院し、30 日以内に退院出来る見込みがない場合、又は、30 日を経過しても退院出来ないことが明らかな場合。

④利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うこと等によって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。

第 19 条 (精算)

本契約が終了した場合において、利用者がすでに実施されたサービスに対する、利用料金支払い義務、及び第 12 条 第 2 項の原状回復の義務を、事業者に対して負担しているときは、契約終了日から 1 週間以内に精算するものとします。

第 20 条 (相談・苦情処理)

- 1 事業者は、提供したサービスに関する利用者等からの苦情に対して、苦情解決に関する規則にもとづき、苦情を受け付ける窓口等を設置して適切に対処するものとします。
- 2 事業者は、利用者又は身元引受人等が苦情を申し立てた場合、これを理由とする不当な扱いは一切しないものとします。

第 21 条 (身元引受人)

- 1 事業者は、利用者に対し、身元引受人を立てることを求めるものとします。
ただし、社会通念上、これが出来ない相当の理由があると認められる場合は、その限りではありません。
- 2 身元引受人は、本契約にもとづき利用者の債務を負うときは、利用者と連帯して履行の責任を負うものとします。
身元引受人は、前項の義務のほか、次の各号の責任を負うものとします。
 - (1) 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように事業者と協力すること。
 - (2) 第 16 条各号のいずれかに該当して契約が終了した場合、事業者と連携してご利用者様の状態に見合った適切な受け入れ先確保に努めること。
 - (3) 利用者が死亡した場合の遺体の引き取り、遺留金品の処理その他必要な措置。

第 22 条 (連帯保証)

1. 連帯保証人は、事業者に対し、この契約から生じる利用者の債務について、極度額を 100 万円として、連帯して保証します。
2. 事業者は、連帯保証人の請求があったときは、連帯保証人に対し、料金の支払い状況、滞納金の額、損害賠償額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供する。

第 23 条 (協議事項)

本契約に定められていない事項について、問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意を持って協議するものとします。

本契約及び社会福祉法人相志会個人情報管理規定に基づく個人情報取り扱いに同意を証するため、利用者及び事業者は署名の上、本契約書を2部作成し各1通を保有するものとします。

重要事項説明

当施設はご利用者様に対して認知症対応型共同介護のサービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明いたします。

※当施設への入所は、原則として要介護認定の結果、「要支援2」以上と認定されて、かつ「認知症」と診断された方が対象となります

◆ < 目次 > ◆

1. 施設経営法人
2. ご利用施設
3. 施設の概要
4. 居室の概要
5. 職員の配置状況
6. 当事業所が提供するサービスと利用料金
7. 入所について
8. 退所、契約終了について
9. 残置物引取人
10. 施設利用の留意事項
11. 非常災害時対策
12. 苦情の受付について
13. 事故発生時の対応について
14. 虐待の防止について
15. 身体拘束の防止について
16. 秘密の保持と個人情報の保護について
17. 重度化ケア対応指針について
18. 損害賠償について
19. 連帯保証について

20. 第三者による評価の実施状況

1. 施設経営法人

名 称	社会福祉法人 相志会
所 在 地	愛知県安城市篠目町竜田 155 番
電 話 番 号	(0566)76-4165
代 表 者 氏 名	理事長 伊原 博司
設 立 年 月 日	平成 28 年 10 月 28 日

2. ご利用施設

事業の種類	認知症対応型共同生活介護
事業所の名称	グループホームこころくぼり
事業所の所在地	愛知県安城市篠目町竜田 155 番
電 話 番 号	0566-76-4165
管 理 者	野澤 權
開設年月日	平成 30 年 4 月 1 日
利 用 定 員	18 人(1 ユニット 9 人)

3. 施設の概要

- (1)敷地面積 900.02m²
- (2)建物の延べ床面積 4,632.90m²
- (3)建物の構造 鉄骨
- (4)ユニット名称 露草 桜
- (5)併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

【ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設】 定員 29 名

【短期入所生活介護】 定員 29 名

【看護小規模多機能型居宅介護】 登録 18 名

【通所介護/】 定員 30 名/日

【訪問看護】

4. 居室の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。

居室・設備の種類	室 数	備 考
居室	18室	1 人部屋(ユニット型個室) 1 ユニット9室 計2ユニット 18室
共同生活室	2室	1ユニット 1室 51.2 m ²
洗面設備	18室	居室毎に設置
便 所	6室	1ユニット毎 3 室
浴 室	2室	個浴槽1 ユニット毎に1室設置 特殊浴槽1室

5. 職員の配置状況

(1) 配置職員

①管理者

職員の管理、業務の実施状況の把握その他管理を一元的に行います。

②計画作成担当者

施設の入所申し込みに関する調整、ご利用者様又はご家族様に対する相談援助を行います。また、適切な方法により、原則3か月に1回(状況によりことなります)個別援助計画の作成モニタリング等の介護支援業務を行います。

③介護職員

施設サービス計画に基づいて、食事・入浴・排泄をはじめご利用者様の日常生活の介護、援助を行います。

6. 当事業所が提供するサービス

当事業所が利用者に提供するサービスは、次のとおりです。

(1) 介護保険から給付されるサービス

(2) 介護保険の対象とならないサービス(利用料金の全額を利用者にご負担いただくサービス)

I. 当施設が提供する基準介護サービス

サービスの種類	サービスの内容
食 事 (自 費)	<ul style="list-style-type: none">・当施設では、管理栄養士及び介護職員が連携し、クックチル方式でご利用者様の心身の状況や生活習慣に合わせた食事時間を実現します。・生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、その心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保します。・ご入居様がごできる限り、経口摂取を続けられるよう、心身に状況に応じて食事形態や介助方法などに提案、支援します。・相互に社会的な関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、共同生活室で食事形態や介助方法など提案、支援します。・食後ならびに起床時と就寝前には口腔ケア(歯磨きやうがい)の援助を行います
排 泄	<ul style="list-style-type: none">・ご入居者様の心身の状況、能力等に応じて、排泄に関する援助を行ないます。オムツを使用せざるを得ない場合も、排泄の自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えます。・ご入居者様のプライバシーに配慮しながら、排泄介助を行います。
入 浴	<ul style="list-style-type: none">・ご入居者様の心身の状況、能力等に応じて、入浴に関する援助を行ないます。
健 康 管 理	<ul style="list-style-type: none">・緊急等必要な場合には主治医あるいは協力医療機関等に責任をもって引継ぎます。・ご入居者様が外部の医療機関に通院する場合は、その付き添い・介添えについては、ご家族の協力をお願いします。・特別養護人ホーム ころくばりより緊急時若しくは、処置等の応援は随時対応し健康管理を行います。夜間帯のオンコール対応させていただきます。
その他自立への援助	<ul style="list-style-type: none">・日常生活における家事を、その心身の状況などに応じてそれぞれの役割をもって行えるよう、適切に支援します。・離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援致します。

※提供させていただいたサービス内容につきましては、開示いたします。

〈基本サービス費(介護保険給付の自己負担分)〉

要介護度	1日の負担額		
	1割負担の方(地域加算 10.27 含む)	2割負担の方(地域加算 10.27 含む)	3割負担の方(地域加算 10.27 含む)
要支援2	770	1539	2308
要介護1	774	1547	2320
要介護2	810	1619	2428
要介護3	834	1668	2502
要介護4	851	1701	2551
要介護5	868	1736	2604

〈生活費〉

区分	金額(円)		
居住費	1日	2300	
食費(朝)	1食	350	3食1日合計1,700
食費(昼)	1食	750	
食費(夕)	1食	600	

区分	1日の単位	要件等
夜間支援体制加算Ⅱ	25	夜間及び深夜の時間帯を通じて基準を超える介護職員を配置するか、宿直者を1名配置
認知症行動・心理症状緊急対応加算(7日限度)	205	認知症の行動・心理症状があつて在宅生活が困難の為、緊急に入居が適当と医師が判断した方に対し、サービスを提供した場合
入院時費用	246	病院又は診療所への入院を要した場合(ひと月に6日間まで)
若年性認知症利用者受け入れ加算	123	若年性認知症の方を個人の担当者を定めて本人や家族の希望を踏まえた介護サービスを提供
看取り介護加算Ⅰ(死亡日以前31日以上45日以下)	72	医師が回復の見込みがないと判断した方に対し、本人または家族に同意を得て看取り介護を行なった場合(退所翌月に死亡の場合、死亡月に入居の実績がなくとも算定ルール上、1部負担を請求することがあります。
看取り介護加算Ⅱ(死亡日以前4日以上30日以下)	144	同上
看取り介護加算Ⅲ(死亡日の前日及び前々日)	680	同上
看取り介護加算Ⅳ(死亡日)	1280	同上

初期加算	30	入居した日から起算して 30 日以内
医療連携体制加算	40	看護師により 24 時間連絡体制を確保し、日常的な健康管理や医療機関との連絡調整が行われ、また、看取りの指針を整備して、その内容を入居者やその家族に説明した上で同意を得た場合
科学的介護 推進体制加算	40	利用者毎の ADL 値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況等基本的な情報を厚生労働省に提出していること
退去時相談援助加算	410 (1 回)	入居期間が1月を超える入居者の退去時に必要な相談援助を行い、退去後にも、入居者や家族に居宅で居宅サービスを利用すること、必要な相談援助を行った場合
認知症専門ケア加算 I	3	入居者総数の内、認知症の重度の方が1定の割合以上で、かつ認知症の専門的研修の修了者を1名以上配置し専門的な認知症ケアを実施の場合
認知症専門ケア加算 II	4	認知症専門ケア加算 I の要件に加え、より高度の認知症の専門的研修の修了者を1名以上配置した場合
生活機能向上 連携加算 I	100	リハビリテーションを提供している他事業所の助言に基づき始めて介護計画を作成しケアを提供した場合
生活機能向上 連携加算 II	200	リハビリテーションを提供している他事業所の専門職員が訪問し計画作成担当者と共同して身体の状態等を評価し介護計画を作成しケアを提供した場合
栄養管理体制加算	30	管理栄養士が従業者に対する栄養ケアに係る技術的助言及び指導を月 1 回以上行っている場合
口腔衛生管理体制加算	30	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月 1 回以上行っている場合
口腔・栄養スクリーニング 加算	20	利用開始時及び利用中 6 月毎に利用者の口腔の健康状態のスクリーニング及び栄養状態のスクリーニングを行った場合
サービス提供体制 強化加算 I	22	介護職員の総数の内介護福祉士が 70%以上いる場合、もしくは勤続年数 10 年以上の介護福祉士の占める割合が 25%以上いる場合
サービス提供体制 強化加算 II	18	介護職員の総数の内介護福祉士の占める割合が 60%以上
サービス提供体制 強化加算 III	6	介護職員の総数の内介護福祉士の占める割合が 50%以上いる場合、もしくは介護職員の総数の内常勤職員の占める割合が 75%以上いる場合、もしくは介護職員の総数の内勤続年数が 7 年以上の者の占める割合が 30%以上いる場合
介護職員 処遇改善加算 I		基準に適合した介護職員の賃金の改善を事業所が実施した場合、基本サービス費と各種加算の合計に 11.1%を乗じた額を加算
介護職員等 特定処遇改善加算 II		基準に適合した介護職員の賃金の改善を事業所が実施した場合、基本サービス費と各種加算の合計に 2.3%を乗じた額を加算
ベースアップ等支援加算		基準に適合した介護職員の賃金の改善を事業所が実施した場合、基本サービス費と各種加算の合計に 2.3%を乗じた額を加算

II I 以外のサービスは、利用料金の金額がご利用者様の負担となります。

①<サービスの概要と利用料金>希望時のみ

区分	金額(円)		備考
紙おむつ類		実費	
医療費			受診医療機関へ実費
コンセント 1 口	1 日	50 円	

理美容代		実費	
特別な食事		実費	通常提供する食事以外の特別な食事
嗜好品		実費	菓子類、新聞・雑誌(個人購読用)
日用品		実費	シャンプー、石鹸、歯ブラシ、洗濯洗剤等

②金銭管理

ご利用者の希望により、金銭管理サービスをご利用いただけます

詳細は以下の通りです、

- ・管理する金銭の形態: 当施設の指定する金融機関に預け入れている預金
- ・お預かりするもの: 上記預金通帳と金融機関への届け出た印鑑、年金証書、現金
- ・保管管理者: 管理者
- ・出納方法: 別に定める「預かり金管理要項」の通りです
- ・利用料金: 1か月あたり1,500円

③レクリエーション活動

ご入居者様の希望により、レクリエーション活動に参加していただくことができます。材料代など実費をいただきます。

④複写物の交付

ご入居者様はサービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

⑤その他

ご利用者が契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る1日あたりの料金をいただきます

Ⅲ利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の利用の費用は、1か月ごとに計算しご請求します。翌月27日に口座引き落としにより実施させていただきます。

Ⅳ 入居中の医療の連携について

医療を必要とする場合は、ご入居者様の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診察・入院治療を義務付けるものでもございません。)

協力医療機関

医療機関の名称(所在地)	アイエムクリニック安城 (安城市篠目町1-11-16)
診療科	内科、外科、アレルギー科、緩和ケア科

医療機関の名称(所在地)	八千代病院(安城市住吉町2-2-7)
	内科、消化器内科、循環器内科、呼吸器内科、腎臓内科、内分泌・代謝内科、人工透析内科、神経内科、小児科、外科、消化器外科、血管外科、乳腺外科、呼吸器外科、肛門外科、麻酔科、ペインクリニック外科、整形外科、脳神経外科、産婦人科、リハビリテーション科、皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科、放射線科、臨床検査科、病理診断科、救急科

協力歯科医療機関

医院の名称(所在地)	知立デンタルクリニック(知立市池端3-1-1)
------------	-------------------------

7. 入所について

所定の入居申込書を提出し申し込みください。その際、申込書に基づいた入居者の状況について聞き取りをいたします。居室に空きがない場合は、入居が可能な時期まで待機いただきます。

入居に当たっては、サービス提供に係る現在行っている重要事項を説明のうえ契約を結び、サービス提供を開始します。

8. 退所、契約の終了について

退去に際して、利用者及び家族意向を踏まえた上で、居宅介護支援事業所、介護老人福祉施設、介護老人保健施設等 サービス提供機関や病院と協議し、退去に必要な援助を行うよう努めます。

〈入居者が病院等に入院された場合の対応について〉

当施設に入所中に、医療機関への30日以内の退院が見込まれない場合は契約を解除する場合がございます。この場合には当施設に再び優先的に入所することはできません。

9. 当施設の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されているご入居者様の共同生活の場としての快適性、安全性を保つため、下記の事項をお守りください

①持ち込みの制限

入居にあたり、ペット、危険物の持ち込むことができません。

②面会

面会時間 10:00～15:00

10. 非常災害時の対応

(1) 非常時への対応

非常時への対応は、当法人の定める「消防計画」に基づいて対応します。

防火管理者	石原 大地
避難訓練	年に2回以上実施します。
防災設備	・住宅用簡易スプリンクラー ・煙探知機 ・ガス漏れ警報機 ・非常通報装置 ・火災報知機 ・防災カーテンの設置 ・粉末消火器(各部屋、台所に設置) ・電気温水器 ・IH電磁調理器

11. 要望・苦情の受付について

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情の受付やご相談は以下の相談窓口で受け付けます。

○管理者 野澤 權

9:00～18:00 電話番号0566-76-4165

(2) 公的苦情受付機関

安城市役所 高齢福祉課 介護保険係	所在地	安城市桜町 18 番 23 号
	電話番号	0566-71-2290
	FAX	0566-76-1112
愛知県国民健康保険団体連合会 介護福祉室 苦情調査係	所在地	名古屋市東区泉 1 丁目 6 番 5 号
	電話番号	052-971-4165
	FAX	052-962-8870

【苦情処理の流れ】

① 苦情の受付

利用者様・ご家族様より
(口頭・電話・書面等で受け付けます)



② 管理者へ報告・記録

内容を正確に記録し、管理者へ報告します



③ 事実確認・原因調査

関係職員への聞き取り等を行います



④ 対応方針の決定

必要に応じて速やかな対応を行います



⑤ 説明・対応

利用者様・ご家族様へ説明いたします



⑥ ご納得の確認

【ご納得いただいた場合】

- ・記録を保存します
- ・再発防止に努めます

【ご納得いただけない場合】

- ・再度説明を行います
- ・必要に応じて関係機関へ相談します

【個人情報の取り扱いについて】

苦情に関する個人情報は適切に管理し、
苦情を申し出たことによる不利益な取り扱いは
一切行いません。

12. 事故発生時の対応について

当施設では、サービスの提供時に事故が発生した場合には、速やかにご入居者様のご家族様等、市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、事故に際して行った措置を記録します。

また、ご入居者様の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、ご入居者様に故意または過失が認められる場合には、ご入居者様の置かれた心身の状況の斟酌して相当と認められるときに限って、事業者の損害賠償を免じる場合があります。

13. 虐待の防止について

当施設は、ご入居者様の人権の擁護・虐待の防止のために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置
- (4) 虐待の防止のための指針の整備
- (5) 虐待の防止の担当者の設置

14. 身体拘束について

事業所及びサービス従事者、ご入居者様又は他のご入居者様等の生命又身体を保護するため、下記のような緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者 行動を制限する行為を行わないものとします。なお、緊急やむを得ず身体拘束を実施する場合、ご入居者様やその家族に拘束内容、目的、理由、拘束 時間、期間等について説明し、文書による同意を得ることとします。

「緊急やむを得ない場合」

- ・ご入居者様本人また他のご入居者様の生命また身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合
- ・身体拘束その他行動制限を行う以外に代替する介護方法がない場合
- ・身体拘束その他行動制限が一時的なものである場合

15. 秘密の保持と個人情報の保護について

- ① 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、認知症対応型共同生活介護サービスの提供にあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行なうものとします。
- ② 事業者は、利用者及びその家族、利用者代理人等の個人情報を収集するときは、その利用目的を特定し、目的を達成するために必要な範囲内で、適正かつ公正な方法により収集するものとします。
- ③ 事業者は利用者及びその家族、利用者代理人等の個人情報を取扱うに当たっては、利用者及びその家族、利用者代理人等に対してその利用目的を明確にするとともに、個人情報の取扱いに関する相談窓口を設置する等の必要な措置を講ずるものとします。
- ④ 事業者は、事業所の従業者に対して、在職中及び退職後においても、その業務上知り得た利用者及びその家族、利用者代理人等の個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないなど、個人情報の保護に必要な事項を遵守させるものとします。

16. 重度化ケア対応指針

○目的

グループホームの入居者様が、病状の重度化や加齢により衰弱し人生の終末期の状態になっても、なじみの関係での生活を維持し、そして本人が望む場所で最期まで暮らしていくことができるように、医療関係者・家族等と協力して対応していく。

○重度化した状態・終末期の判断

主治医の判断が基本である。主には、①がんの終末期、②多様な疾患の重度化、③老衰、④その他である。

○基本的な姿勢

病状が重度化した入居者様、あるいは人生の終末期の入居者様が、疼痛や苦痛がなくご本人様・ご家族様等が望むような人生の過ごし方ができ、グループホームでの生活が継続できるように、そしてグループホームで死がむかえられるように最大限の対応をする。

○医療連携

・主治医との連携

主治医の指示・指導のもと、必要な医療を行いながら、時に入院による病院での医療とも連携していく。

・訪問看護ステーションとの連携

主治医と連携しながら、必要な医療を行いつつ、生活の継続を重視して、入居者が苦痛が少なく心地よい状態で生活できるようにしていく。

・薬剤師など地域の多様なサービスとの連携

がんの終末期ケアでは、疼痛等緩和ケアは必須で、地域の薬剤師(調剤薬局との連携を進める。また、歯科医師との連携、栄養士(訪問栄養指導)との連携など、必要に応じて多様な専門職との連携で対応する。

○ご家族様等との信頼・協力関係

グループホームでの重度化・終末期の対応を行っていくためには、家族等の信頼・協力関係は欠かせない。ご家族様等といっしょになって、ご本人様が満足するような看取りの支援をしていく。

○職員の教育・研修

医療関連専門職との連携で、重度化・終末期ケアが充実するように、職員教育・研修に努めていく。また、ご家族様等の意向を重視した密な連携をもつことができるように努力する。

17. 損害賠償について

① 事業者は、サービス提供にともない、事業者の責めに帰すべき事由により、ご利用者様の生命・身体・財産に損害を与えた場合は、ご利用者様に対してその損害を賠償します。ただし、事業者に故意・過失がない場合はこの限りではありません。

② 利用者は、故意または過失もしくはこの契約上の利用者の義務に違反し、事業者や職員の生命・身体・財産に損害を与えた場合は、その損害賠償責任を負います。その場合、前項のただし書きを準用します。

③ 事業者及び利用者は、前1項の賠償は、誠意を持って速やかに対応し、履行するものとします。

18. 連帯保証について

① 前1項の賠償、及び、利用料の支払いが利用者に不可能である場合は、100万円を極度額として連帯保証人が払うものとします。

② 連帯保証人は、事業者に対し、この契約から生じる利用者の債務について、極度額を100万円として、連帯して保証します。

③ 事業者は、連帯保証人の請求があったときは、連帯保証人に対し、料金の支払い状況、滞納金の額、損害賠償額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供する。

20. 第三者による評価の実施状況

実施状況	実施している
実施日	令和7年8月10日
評価機関	株式会社第三者評価機構

個人情報利用同意

〈個人情報保護の趣旨〉

当社が保有する利用者及びその家族に関する個人情報については、正当な利用なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

〈個人情報利用範囲〉

利用者及びその家族の個人情報利用については、解決すべき問題や課題など、情報を共有する必要がある場合、および以下の場合に用いらさせていただきます。

- 適切なサービスを円滑に実施するために、連携が必要な場合の情報共有のため
- サービス提供にかかる請求、事務手続のため
- サービス利用の管理運営のため
- 緊急時の医師・医療機関への連絡のため
- 家族及び身元引受人・保証人などへの報告のため
- 法令上義務付けられている、関係機関からの依頼があった場合
- 特定の目的のため同意を得たうえで、その利用目的の範囲内で利用する場合

〈肖像権について〉

当社のホームページ・パンフレット・社内研修・掲示物・広報誌などにおいて、利用者の映像・写真を使用する場合があります。[]

令和 年 月 日

指定認知症対応型共同生活介護サービスの開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し交付しました。

<事業者>

所在地 愛知県安城市篠目町竜田155番

事業所名 グループホームこころくばり

管理者名 管理者 野澤 権

説明者

令和 年 月 日

私は、契約書及び本書面により、事業者から指定認知症対応型共同生活介護サービスについて重要事項説明を受け同意しました。

利用者

住所

氏名

利用者代理人

住所

氏名

利用者との続柄()